

第 6621 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 2月 15日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 在宅勤務に係る費用負担

Q : 社員を在宅勤務にした場合、在宅勤務手当はどのような取扱いになりますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

社員を在宅勤務にした場合において、在宅勤務に通常必要な費用を実費精算するときは、その支給する金銭は、給与課税されませんが、在宅勤務手当(在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を会社に返還する必要がないもの)として金銭を支給するときは、給与となります。

実費精算する方法には、たとえば、次の方法があります。

- ① 会社が社員に対して、金銭を仮払いした後、社員が事務用品等を購入し、その領収書等を会社に提出して購入費用を精算する方法
- ② 社員が立替払いした後、その購入費用に係る領収証等を会社に提出してその購入費用を精算する方法

また、業務に使用する事務用品等(パソコン等)については、会社が社員に貸与する場合は給与となりませんが、支給する(事務用品等の所有権が社員に移転する場合)場合は、給与となります。この場合の貸与とは、たとえば、会社が社員にもっぱら業務の用に使用する目的で事務用品等を「支給」という形で配布し、その配布を受けた事務用品等を社員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も「貸与」として取り扱われます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】